

「市川市 平和・無防備条例」制定請求書

1. 請求の要旨

平和憲法は、アジアの人々に、そして日本の人々に、筆舌につくし難い苦しみを与えた戦争体験の反省から、これからは絶対に戦争をしないと世界に向かって宣言したものです。しかし、今の政治の流れは平和憲法を否定し戦争のできる体制づくりに向かっていきます。

私たちは平和憲法を否定するのではなく、「全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」と書かれている憲法の理念に基づいて、私たちが生きていく地域から、平和を実現するための行動が必要であると考えます。

現代の戦争では、民間人の戦死者が軍人よりも圧倒的に多く、民間95%対軍人5%となっています。イラク戦争でも米英軍人二千人強に対し民間人十万人以上が殺されていると言われています。

私たちは、平和的生存権として、万々が一の戦禍から生命と財産を守る権利を持っています。2004年に日本国が批准した、戦時下における文民保護を規定しているジュネーブ条約第一追加議定書の59条では、紛争当事国の適当な当局が「無防備地域宣言」をすることにより、敵対する相手国が攻撃することを禁じています。私たちは、平時から「無防備地域宣言」の準備をすることにより、戦禍を招くことのない平和な地域を創ることができると考えます。政府がすすめる「国民保護法」は、地域住民を守るものではなく、戦争に協力するためのものです。

現在、市川市には、米軍や自衛隊の基地はありません。だからこそ、市川市が率先して、「無防備地域宣言」=戦争非協力の都市の考えを日本の各地へ、世界へ、また、将来にむけて発信していくことは、「平和を愛する諸国民の公平と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」憲法の実践に繋がるものと考えます。

私たちは、新たに市の責務として「核兵器廃絶平和都市宣言」を発展させ、市民の平和と安全を保障することを目的とし、ジュネーブ条約第一追加議定書第59条による無防備地区の宣言を行なうことを定める条例の制定を強く求めます。

2. 請求代表者

- | | | |
|------------|----------------------|-------|
| ・市川市 _____ | 平和・無防備条例をめざす市川の会 | 田口雅明 |
| ・市川市 _____ | 市川 三番瀬を守る会 | 立花一晃 |
| ・市川市 _____ | 平和を考える宗教者の会会員 | 伊藤精史 |
| ・市川市 _____ | パラマウント・ワーカーズコープ代表取締役 | 岸本紘男 |
| ・市川市 _____ | 会社員 | 椎名けい子 |
| ・市川市 _____ | 会社員 | 山口兼男 |

()

実際の署名用紙には、請求代表者の住所が記載されていますが、HP上ではプライバシーの関係上、伏せさせていただきます。

上記のとおり、地方自治法第74条第1項の規定により、別紙条例案を添えて条例の制定を請求します。

平成18年3月17日

市川市長 千葉 光行 様